

令和5年7月31日 第40号
編集 厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課
生活困窮者自立支援室

スキマ時間のおともに！ ☕ ヒントが見つかる 生活困窮者自立支援制度ニュースレター

40号

居住支援特集号 

【この号の内容】

1. Topic

- ◆ 生活困窮者自立支援室、広報グループが発足しました！

～居住支援特集～

- ◆ 居住支援施策
- ◆ インタビュー！：大分県豊後大野市
- ◆ 自治体短信：千葉県船橋市

2. お知らせ・ご報告

- ◆ ホームレス基本方針（告示）を改定しました
- ◆ 居住支援のあり方に関する検討会を開催しています
- ◆ 緊急小口資金等の特例貸付 償還猶予期間中の借受人への支援について
- 👁️ ご存知ですか？ 困窮者支援情報共有サイト
- ◆ 生活困窮者自立支援制度×予防・健康づくり ～衛生部局との連携した支援を～
- ◆ ～編集後記～

1. Topic 生活困窮者自立支援室、広報グループが発足しました！

1. 広報グループとは？

「生活困窮者自立支援制度、なにそれ？」「相談窓口なんてあったんだ」「厚労省のHP見にくくない？」・・・こんな声をたくさん耳にするところです。

もっと制度や相談窓口を知ってもらいたい、広報に力をいれよう！ということで、生活困窮者自立支援室、広報グループを発足しました！

これから、HP改革やニュースレター改革、自治体や支援員のみなさまの参考にしていただけるような広報の取組などに力を入れていきます！

2. ニュースレターのコンセプトについて

広報グループも発足した…ということで、このニュースレターも、もっと支援員や自治体職員のみなさまのお役に立つものにしたい！そこで、ニュースレターのコンセプトをつくりました！そのコンセプトとは…

スキマ時間のおともに！ ☕ ヒントが見つかるニュースレター

生活困窮者自立支援制度に関わる自治体職員や支援員のみなさまに、日ごろ気になっていること・悩んでいることなどに関して、次の一手の出し方の**ヒント**になるような情報をお届けしていきます。

相談者への対応や関係機関との調整など、様々な業務をこなす、

みなさまの日々のちょっとした**スキマ**の時間に、お手に取っていただければ幸いです。

3. 広報グループ室員紹介（全5人体制！他2人は前号で紹介した米谷と蔦谷です！）



【丸山 祐里枝】

- ・出身地：東京都
- ・主な担当業務：法令、広報
- ・最近のマイブーム：弓道（高校・大学でやっていて、最近再開しました。）
- ・個人的失敗事例：いつか買おうと思っていた本がいつの間にか在庫切れになっていたこと。
- ・労働局に研修に行きました。就労支援等で労働行政とうまく連携していければと思います。



【新谷華加】

- ・出身地：石川県
- ・主な担当業務：法令、居住支援
- ・最近のマイブーム：最近はヨガにはまっています。たまに職場の隅でもやっています。
- ・個人的失敗事例：職場の机の紙の山の中で自分のスマートフォンを見失ったこと。
- ・2年3か月、生活困窮者自立支援室で大変お世話になりました！（※令和5年7月に異動しました）



【山本つぼみ】

- ・出身地：大阪府
- ・主な担当業務：法令、広報
- ・最近のマイブーム：釣りです。釣ったばかりの新鮮な魚を自分でさばいて食べると、一段と美味しいです。
- ・個人的失敗事例：家のベランダに木のテーブルを置いていたのですが、気がついたらカビだらけになっていました、、
- ・新卒1年目でまだまだ不勉強ではありますが、現場・自治体の皆様の取組からたくさん学ばせて頂ければと思いますので、よろしくお願いします。

～居住支援特集～

今回のニュースレターは居住支援特集号！生活困窮者自立支援制度で実施している「居住支援」施策はこちらです。次ページからは、自治体における取組や、最近の動きをご紹介します。

仕事をやめた・収入が減った等で家賃の支払いに困っている方へ



住居確保給付金

住居を失うおそれが生じている方に、求職活動を要件に家賃相当額を支給。令和5年4月より運用に変更あり。

一時的に衣食住の支援が必要な方へ



一時生活支援事業

住まいを失った方等に、一時的に衣食住に係る支援を提供。

地域生活に向けた支援が必要な方へ



地域居住支援事業

入居への支援や、入居後に訪問による見守り等の支援を実施。

令和5年10月より、一時生活支援事業の実施の有無に関わらず、単独で実施可能。

インタビュー！ 住まいの困りごとは居住支援協議会の仲間で解決！ ～大分県豊後大野市の取組～



家を借りたいのに借りられない、という相談者に対して、どのような支援ができるでしょうか。こうした住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅等に円滑に入居できるよう、住宅・福祉部局や不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅のあっせん、家賃債務保証制度や安否確認サービス等の紹介を行う仕組みが、居住支援協議会です。

令和5年1月、大分県豊後大野市で、居住支援協議会が設立されました。設立に携わった豊後大野市の建設課（住宅部局）と社会福祉課・自立相談支援機関の担当者に、その経緯や期待すること等を聞きました。

★豊後大野市の概要

大分県の南西部に位置し、面積は約603km²。令和5年5月時点の人口は33,054人、高齢化率は約45%。基幹産業は農業（ピーマン、里芋、甘藷、白ネギ、ナス、ゴーヤ、菊、スイートピー、かぼす、くり）。黒毛和牛の豊後牛も有名。

平成25年に市全域がジオパークに認定され、東洋のナイアガラといわれる原尻（はらじり）の滝がある。また、令和3年にはサウナのまち宣言をしており、自然の川、自然の木材を活用した自然のサウナが楽しめる。

▼市のイメージキャラクター「ヘプタゴン」



大分県特産のしいたけがモチーフ。七色の色と名前（英語で7角形）は7つの町村が合併してできたことに由来。

居住支援協議会の目的は、住宅のあっせんをしながら、最終的には住みやすい地域づくりにつなげていくこと

行政だけでも不動産業者だけでも対応できない相談は協議会で —なぜ居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設立しようと思ったのでしょうか。

佐藤さん：市営住宅への入居希望者の中には、税金滞納や持ち家があることにより市営住宅には入居できず、民間賃貸住宅では家賃が高くて入れないという方がいます。そうした方への支援は行政だけではできないし、不動産業者だけでも難しいので、連携して対応できるよう、協議会を設立することにしました。



建設課建設企画係
主幹兼係長
佐藤 慎也さん

—協議会設立に向けて、どのようなメンバーを集めたのでしょうか。

佐藤さん：まずは、市役所内の生活困窮、生活保護、高齢者福祉、子育て施策、障害者福祉、人権擁護（外国人・刑務所出所者等）の担当部署の職員と、不動産業者、大家、民生・児童委員に集ってもらいました。そして会議を進める中で、建築設計事務所、居住支援を行っているNPO法人、日本文理大の教授、宅建業者等にも加わっていただきました。

—どのように声をかけて集まってもらったのでしょうか。

佐藤さん：まずは住宅への入居に困っている方の課題解決に向けてどうするか考えたいということで集まってもらいましたが、ネットワーク会議を進める中で、それだけが目的ではないという意識を共有しました。住宅に入居するとその方は地域の一員になるので、協議会の目的は、住宅のあっせんをしながら、最終的には地域とつながるための地域支援や住みやすい地域づくりにつなげていくことなのです。

【協議会設立までの流れ】

(令和3年)

県が設立を呼びかけ

建設課から関係者に声がけ

設立に向けたネットワーク
会議開催（4回）

(令和5年1月)

設立総会

一特に不動産業者を巻き込むために工夫したことはありますか。

佐藤さん：地元で関係しそうな知り合いを探して、個別に声をかけていって、それでもつながらない場合は誰か知り合いはいないかということで、人脈に頼りながらコミュニケーションをとりました。不動産業者の方が特に心配するのは単身高齢者で、保証人がいない、孤独死の可能性、身内がないと家賃滞納や亡くなった後の部屋の片づけをどうするのが不安、そうしたことがネックになります。協議会ではこうした対応に予算が付くので、手助けができます。公的機関の後ろ盾があるということは、そのあたりが保証されているイメージがあって、なにかあればどうにかしてくれる、という安心感を持っていただけるのです。



▲第2回ネットワーク会議でのグループワーク

どういう相談者がいて、どうい支援ができるか、その結果どういった生活につながっていくかについて、付箋を模造紙に貼りながら議論し、フロー図を作成。

共同作業を通じて仲間意識の醸成を

一協議会の目的についてどのように目線合わせを進めていったのでしょうか。

佐藤さん：住宅確保要配慮者への支援は、市役所内では、もともと関係部署がそれぞれの業務の中でやってきている内容です。しかし、窓口を一本化して横の連携をすると新たな業務が発生し、負担が増える話でもあります。ですので、庁内のとりまとめ役として、昔からのつながりや人間関係の中で、「出席だけしてくれ」と個別にお願いして、なんとか1回目の会議に出てもらいました。会議の場では、参加者全員が意見を言えるように問題提起をして、参加しているという自覚を持ってもらえるように工夫しました。2回目のネットワーク会議ではグループワークを実施し、共同作業の中で少しずつ仲間意識を作っていました。

志藤さん：呼びかけられる側の社会福祉課としては、初めはそこまでの思いとは知らず、頭が下がる思いです。生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業については、そのニーズや受け皿を把握できておらず、実施していないというのが実情です。なので、住まいの相談が自立相談支援機関に来て、そこまで対応できていませんでした。そもそも「居住支援協議会」という言葉も知らなかったですし、それぐらいの温度差があったと思います。ただ、今後は協議会に期待したいと思っています。



社会福祉課 生活保護係長
志藤 聡さん

一自立相談支援機関はどのように協議会にかかわっていったのでしょうか。

菊地さん：自立相談支援機関としても声をかけていただき、ネットワーク会議に参加していました。相談の中で住まいの問題はどうしても出てくるので、興味はありましたし、こういう会議に参加できるのは貴重な機会だと思っていました。住まいに困っている人たちは個々に状況が違います。高齢者であれば施設もありますが、65歳以下の方や障害者は高齢者の施設には入れず、どうしようかと迷いながら対応していました。協議会ができて、いろんな世代の方の相談に乗って解決に向けて動いていけると良いと思います。行政の中では縦割りになってしまう課題が、ここに持っていくとつながっていくのかなという期待を持っているところです。



くらし支援センター
(豊後大野市
自立相談支援機関)
センター長
菊地 健さん

行政の中では縦割りになってしまう課題が、居住支援協議会に持っていくとつながっていく

どこに相談を振ればいいのか分かっていて、一緒に考えられれば対応できる

一協議会における相談対応の想定している流れについて教えてください。

佐藤さん：協議会の事務局は、建設課と社会福祉法人偕生会（居住支援法人）が共同で行っているのですが、市役所の方の窓口で相談が来た実績はまだありません。今までは縦割りで分かれていた窓口が一本化され、民間団体や不動産事業者とも連携して対応することを想定しています。ただ偕生会にはグループホームやシェアハウス等もあるので、その利用で解決することもありますし、解決しなければ協議会のメンバーのどこに振ればいいのかということが分かっているので、連携して対応することもあると思います。

一今後への期待について、もう少し具体的に教えてください。

志藤さん：この関係機関の横のつながりという考え方は、協議会に限ったものではないと思います。これから重層的支援体制の整備をやろうとしているので、まさにそういったノウハウが活かされると思っています。今後横のつながりの重要性が増していくという意味でも、今回の取組には期待しています。

菊地さん：世代によって相談する場所が違っていたのが1つになると相談しやすくなると思います。また、税金滞納があつて市営住宅に入れない、家はあつても住める状態ではない、交通手段がなく引っ越したいが引っ越し先が見つからないなど、自立相談支援機関だけでは具体的な提案ができずに困っていた相談を一緒に考えていってくると、今後の相談支援が非常にうまくいくと思います。

自治体を超えて、県内、九州内、そして全国的な連携を

一今後はどのように進めていきたいと考えていますか。

佐藤さん：高齢者や低所得者など、社会的弱者の方を支えることは市の職員として基本的なことだと思っています。ただ、法の中での支援しかできないので、法の隙間で漏れてしまう人がいる中で、そこに対応するには様々な団体、関係機関とのつながりが必要です。また、個の集まりが家族で、家族の集まりが地域なので、個を支援するという事は地域を支援することになり、地域づくりにつながります。それが協議会の最終的な目的なのです。ただ、まだ設立したばかりなので、今後はこうした組織があることを住民に周知したいと思っています。今年度の上半期には、チラシ・特設ウェブサイト作成に取り組む予定です。チラシは様々な部署や住民が見るところに置きたいと思っています。いろいろな方が様々な窓口に来て、そこで解決できればいいし、できなければ居住支援協議会のメンバーが横に連携して解決していく、それが行政のできることだと思っています。

あと、居住支援については、地域性や本人の事情によって、自治体を越えた連携も必要になると思います。隣の竹田市にも協議会ができていますのでぜひ連携したいし、大分県内18の自治体全てで設立できたときには県内で連携できるようになります。最終的には、九州全体、そして全国的に全ての自治体に協議会ができて、連携できるようになって初めて完成したといえるのだと思います。

一最後に、全国の自治体の担当者に向けて一言お願いします。

佐藤さん：協議会を進めるにはとにかく勢いが大事だと思います。会議をしないととか、案内を出さなきゃとか、会議でみんなの気持ちが前に行かないとか、いろいろと考えていても前には進みません。やるぞ！という勢いがないと進まないの、各自治体で様々な工夫をしていると思いますが、とにかく最後は勢いでいってほしいと思います。

とにかく最後は勢いで



自治体短信 ～船橋市での一時生活支援事業の取り組みについて～



★千葉県船橋市の概要

船橋市は、千葉県の北西部に位置し、東京から20km圏内であり、非常に立地条件に恵まれたまちである。令和5年4月1日現在の常住人口は646,322人で、千葉県内では千葉市に次いで第2位、中核市では日本最大の人口を有している。その昔、市内を流れる海老川に小さな舟を数珠つなぎに並べ、その上に板を渡して橋の代わりにしたことから「船橋」という名前がつけられたと言われている。

事業開始までは、直接的な支援が難しかった。まずは既存の社会資源の活用から検討

一時生活支援事業開始までの経緯

一時生活支援事業を開始する前までは、住居を持たない生活困窮者が船橋市の自立相談支援機関である「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」に相談に来られても、無料低額宿泊所や民間のシェルター等の利用を案内することしかできませんでした。事情があって無料低額宿泊所に入れない方もいらっしゃる、直接的な支援が難しい部分がありました。

また、当時、都市部で住居喪失者の問題が顕在化していましたが、本市も例外ではありませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者の相談件数が急増したこともあり、実施に向けた具体的な検討を開始しました。また、近隣の自治体で一時生活支援事業や独自のシェルター事業を実施している法人がいくつかあり、既にある社会資源の活用が期待できることも検討に至るきっかけの一つとなりました。

船橋市での実施状況

本市では、令和4年6月より一時生活支援事業を実施し、労働者協同組合ワーカーズコープちばに委託しています。契約を複数年契約とすることで、切れ目のない支援ができるよう努めています。

物件として、ワーカーズコープちばが市内で借り上げた一軒家を男性用と女性用で2棟使用しています。男女ともに1階が共用スペース、2階が居住スペースとなっておりますが、1階には固定電話を設置し、さーくるの支援員との連絡や就職活動を行いやすい環境を整えています。台所、風呂、トイレはいずれも共用となっており、入居者が譲り合って使うことで、集団生活を通じ、コミュニケーション能力を養うことも目的の一つとしています。

食事は、利用者から食材の注文を受け、週に1回ほどのペースでワーカーズコープちばの支援員が用意し、原則、入居者が自炊をすることで、生活自立の支援を行っています。自炊が難しい入居者へは弁当の配給を行うこともあります。

昨年度は3名が一時生活支援事業を利用しました。自立に向けた具体的な支援を行うのはさーくるの支援員ですが、さーくとワーカーズコープちばの支援員が定期的にお互いの支援状況を共有することで、連携を図っています。

支援期間については、原則、3か月で決定を行いますが、緊急性が高く、十分なアセスメントを行うことができない相談者の場合はアセスメント期間を設ける意味で、当初2週間程度の支援期間で決定を行うこともあります。

事業の必要性や入居者の対応について、直接大家と話をすることで借りることができた

事業の開始及び実施にあたり大変だったこと

事業の開始にあたっては、プロポーザル方式による業者選定を経たのち、ワーカーズコープちばで新たに物件を用意することになっていました。

しかし、物件を探すにあたり、地域の不動産業者を回り、不動産業者から貸主に一時生活支援事業での賃貸の話をしてもらいましたが、「実際にどのような方が住むのか？近隣住民に迷惑がかからないのか？」などの不安から、貸してくれる貸主がなかなか現れませんでした。

そのため、住まいが必要な方が地域にいること、入居者に何かあった場合は担当者が対応することをワーカーズコープちばの担当者から貸主に直接説明し、理解を得るしかないと思いました。

そこで、賃貸物件としては募集が出ていない地域の空き家を回り、直接大家と話をしたところ、事業の必要性を理解していただき、借りることができました。

また、予算の都合上、入居できる人数に限りがあるため、併行しての利用は2名までとしています。緊急性の高い相談者が現れても満室ですぐに入居ができず、やむを得ずその他の支援機関につなぐケースもあります。限られた部屋数で事業を実施していくためには、住居を持たない生活困窮者が相談に来られた際に、一時生活支援事業で支援すべきか否かをきちんと判断する必要がありますが、事業開始当初はその判断基準を設けることに非常に苦労しました。

そこで、市独自で確認書を作成し、申請書と併せて相談者に記入してもらうことで、本人に自立の見込みがあるか確認するようにしています。

今後について

昨年度は事業開始年度であったため、いろいろ試行錯誤しながら事業を実施しました。昨年度に事業を実施した中では、入居後3か月の支援では退去が難しく、支援期間の延長を余儀なくされるケースが多くありました。

このため、支援の難しさを感じているところですが、より一層関係機関との連携を図りながら、ニーズに見合った支援ができるよう、検討を重ねていきたいと思っています。

シェルター 外観



共用スペース



2. お知らせ・ご報告

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を改定しました

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づいて、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定しています。

現行の基本方針の適用期間は5年間で、**令和5年7月に有効期間が満了**することから、「ホームレスの実態に関する調査(概数調査・生活実態調査)」の結果や、施策の実施状況などを踏まえて、**今般、新たな基本方針を策定**しました。

近年は、現にホームレス状態にある方のほか、失業、離職、減収、疾病により働けなくなったこと、家族関係の悪化等の様々な事情により、安定した住居を失い、不安定な居住の状況に陥る方がいらっしやいます。

各自治体におかれましては、現にホームレス状態にある方のほか、こうした不安定な居住の状況にある方も含め、きめ細やかな自立支援を実施していただきますようお願い申し上げます。

基本方針見直しのポイント

<各課題に対する取組方針>

引き続き、**生活困窮者自立支援法等によるホームレス自立支援施策を推進**。

<その他>

生活実態調査結果や、各施策の実施状況、社会情勢等を踏まえ、所要の改正を行った。

<適用期間>

5年間(令和10年7月まで)。

※期間中に法が失効した場合には、法の失効する日(※令和9年8月7日予定)まで。

ホームレスの方、また不安定な居住状態にある方等に対し、住居への入居の支援等をしたい。けれど、「保証人がいなくて入居する家がなかなか見つからない相談者がいる」「どのように支援すればよいかわからない」そんなときは…



地域の居住支援法人・居住支援協議会の支援の活用・連携をご検討ください



居住支援法人・居住支援協議会とは？

住宅セーフティネット法に基づき、
居住支援法人…居住支援を行う法人として、都道府県が指定する法人。
居住支援協議会…地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が構成員となる協議会。

どんな支援ができますか？

- ✓ セーフティネット住宅等の民間賃貸住宅の情報提供
- ✓ 住宅相談や入居後の生活相談サービスの提供
- ✓ 家賃債務保証業者・安否確認サービス等の紹介

【詳しくはこちら】

ホームレス自立支援施策(「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」
「ホームレスの実態に関する調査(概数調査・生活実態調査)」
「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の施行及びホームレス等の自立に向けた支援施策の推進について(事務連絡)」等)



居住支援のあり方に関する検討会を開催しています

生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親世帯、刑務所出所者など、住宅の確保に配慮が必要となる方々（住宅確保要配慮者）が安心して生活を送るためには、生活の基盤となる住まいを確保することが重要です。

令和5年7月より、厚生労働省・国土交通省・法務省の合同で、「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」を開催しています。

検討内容

- ・住宅確保要配慮者のニーズにあわせた、住宅を確保しやすくする方策
- ・住宅確保要配慮者が円滑に入居でき、かつ適切な支援につなげるための方策
- ・入居後の生活支援まで含めた、住宅確保要配慮者に対する居住支援機能のあり方
- ・大家等が安心して住宅を貸すことができる、環境整備のあり方

スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 第1回（7/3）：現状と課題 等 | 第2回（8/1）：関係団体ヒアリング |
| 第3回（8/28）：関係団体ヒアリング | 第4回（9/21）：論点整理 |
| 第5回（秋頃予定）：中間とりまとめ | |



会議資料等、詳細はこちらをご確認ください！

緊急小口資金等の特例貸付 償還猶予期間中の借受人への支援について

令和5年1月から、緊急小口資金等の特例貸付の償還が始まっています。

借受人のうち、償還免除に至らないものの償還が困難な借受人に対しては、社会福祉協議会と自立相談支援機関の連携のもと、生活再建に向けた必要な支援を行うほか、償還猶予を積極的に適用していただいています。

今般、令和5年5月8日付け事務連絡「緊急小口資金等の特例貸付における償還猶予期間中の支援の取扱いについて」で、償還猶予期間中の支援の取扱いをお示ししました。都道府県・市町村社会福祉協議会及び自立相談支援機関におかれましては、相互に連携体制を構築の上、御対応いただきますようお願いいたします。

上記事務連絡は、以下に案内する「困窮者支援情報共有サイト～みんなつながるネットワーク～」でもご確認いただけます。この機会にぜひご利用ください！



ご存知ですか？ 困窮者支援情報共有サイト

生活困窮者自立支援制度に携わるすべてのみなさま向けに、「**困窮者支援情報共有サイト～みんなつながるネットワーク～**」があります！

マニュアル・手引き改正等のお知らせがまとまっているほか、「支援員専用ページ」では、支援で困ったときに質問もできます。

「最新の通知を確認したい」「支援でわからないことがある」といったときには、ぜひこのページをご覧ください。

支援で困ったときにはサイトを
ご覧ください！



<https://minna-tunagaru.jp/>

生活困窮者自立支援制度×予防・健康づくり ～衛生部局と連携した支援を～



生活に困窮されている方は、就労や家族関係等に関する課題だけではなく、健康面の課題を抱えている場合もあります。その自立支援にあたって、健康増進に向けた予防・健康づくりを行うことは、日常生活をよりよく保持する「日常生活自立」につながる大切な取組です。

また、令和5年5月31日には、国民の健康増進に向けて生活習慣に関する目標やそのために必要な取組等を示した「健康日本21（第三次）」（参考① 令和6年度より開始）が告示されました。その中でも、健康増進の取組の推進にあたっては、生活困窮者自立支援制度を含む様々な分野の取組と連携することが必要だとされています。

つきましては、本年6月26日に通知した、「生活困窮者自立支援制度と健康増進施策との連携について」（参考②）も参考に、衛生部局と連携して健康増進に向けた支援を行っていただきますようお願いいたします。

～衛生部局との連携のステップ～



- Step 1：困窮制度担当部局と衛生部局とで連携方法について確認し、生活困窮者支援の各事業に周知
- Step 2：各事業で利用者の健康課題を把握
- Step 3：利用者の健康課題について、特に
- ・ 健康診査を受診していない場合
 - ・ 健康状態が悪いことが明らかな場合や、本人がその旨訴えている場合
 - ・ 過去に通院・服薬していたが、それが途絶えている場合
- は、衛生部局と連携し、本人の状態に応じて、
- 健康診査・健康相談につなげる、本人に情報提供する
 - 次回の相談の際などに保健師等に同席してもらい、本人の健康状態について詳しく聞き取る 等の対応を検討

（参考）

①健康日本21（第三次）

②生活困窮者自立支援制度と健康増進施策との連携について

①▶



②▶



～編集後記～

はじめまして！今号のニュースレターを担当しました亀山です！私は4月に出向でこちらにきましたが、あっという間にもう7月ですね。今年の夏はバスケットボールのワールドカップが沖縄で開催されるということで、小4からバスケットをやっていた身として、とても楽しみにしています。個人的には富永選手が試合に出て、3Pシュートをたくさん決めて盛り上げてほしいなと思っています（富永選手が桜丘高校時代に、河村選手率いる福岡第一高校と繰り広げた熱戦はとても興奮しました。今は両選手が代表候補。熱いです）。

最後になりますが、記事の作成にご協力いただいた大分県豊後大野市や千葉県船橋市の皆様には、この場を借りて感謝申し上げます。お忙しい中ありがとうございました。

